

第10回 定時株主総会 招集ご通知



HUMAN MADE
Inc.

議決権行使期限

2026年4月27日(月曜日) 午後7時まで

日時 2026年4月28日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 東京都渋谷区神宮前1丁目14-30 WITH HARAJUKU 3F

決議事項

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役5名選任の件
第3号議案	取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主各位

証券コード 456A
2026年4月13日
(電子提供措置の開始日2026年4月3日)
東京都品川区上大崎二丁目24番9号

HUMAN MADE株式会社
代表取締役 松沼 礼

第10回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.humanmade.co.jp>



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名(HUMAN MADE)または証券コード(456A)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト


<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、インターネットまたは書面の郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討の上、2026年4月27日(月曜日)午後7時までに、3頁に記載の「インターネットまたは書面郵送で議決権を行使される場合」のいずれかの方法により、事前の議決権行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。


敬具

記

1.  日 時 2026年4月28日(火曜日) 午前10時00分(受付開始 午前9時)

2.  場 所 東京都渋谷区神宮前1丁目14-30
WITH HARAJUKU 3F

【報告事項】 第10期(2025年2月1日から2026年1月31日まで)事業報告
及び計算書類の内容報告の件

3.  会議の
目的事項 【決議事項】 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

発熱や咳などの症状がある方、体調が優れない方は、ご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

インターネットまたは書面郵送で議決権を行使される場合



インターネット等による議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 2026年4月27日(月曜日)午後7時受付分まで

書面による議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年4月27日(月曜日)午後7時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

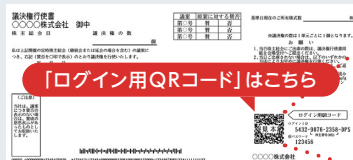
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 2026年4月28日(火曜日)午前10時

インターネットによる議決権行使について

行使期限 2026年4月27日(月曜日)午後7時受付分まで

QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

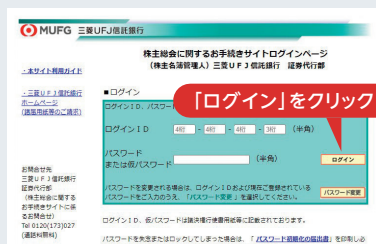
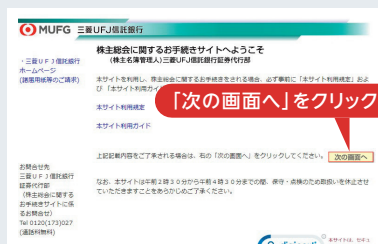
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 当社指定の議決権行使サイト
(上記URL)にアクセス

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された
「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3

以降は画面の
案内に沿って賛否を
ご入力ください。



ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2026年4月27日(月曜日))の午後7時まで受付いたします。
- インターネットと郵送により、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間:午前9時から午後5時まで

株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内

本株主総会につきましては、当日会場へ出席できない株主様が株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

ライブ配信は、バーチャル株主総会支援サービス「Sharely (シェアリー)」を通じて行います。また、株主総会の開催に先立ちまして、本総会の目的事項に関する事前質問を受け付けいたします。

1. 配信日時

2026年4月28日(火曜日) 午前10時から

2. アクセス方法

接続先 <https://web.sharely.app/login/humanmade-10>

上記のURLをご入力いただくか、右図の※QRコードを読み込み、ログインページにアクセスしてください。

<必要事項>株主番号、郵便番号、保有株式数(各2026年1月末時点)



※「QRコード」は㈱デンソーウェブの登録商標です。

3. 事前質問方法

「2.アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、「事前質問受付フォーム」より本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。株主様からのご質問は1問につき150文字までとさせていただきます。

[受付期間] 2026年4月3日(金曜日) 午後6時から2026年4月20日(月曜日) 午後7時まで

以上

【システムに関するお問い合わせ窓口:Sharely (シェアリー) 株式会社】

電話番号:03-6683-7661

受付時間:2026年4月28日(火曜日) 午前9時から株主総会終了時まで

注意事項

- 本総会の様子はインターネットにてライブ配信いたします。会場後方より撮影を行うため、株主様が映り込む可能性がございます。
- 会場内でのカメラ・スマートフォン等による撮影、録音は固くお断りいたします。
- 本ライブ配信は視聴専用であり、総会当日の質疑応答には対応しておりません。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全ての事前のご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。
- 株主総会当日のオンライン参加の際に、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートできかねますので予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ライブ配信に関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものです。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （省略） （目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 紳士服、婦人服、子供服等各種衣料繊維製品及び装飾雑貨の製造、販売 (2) 商業デザイン、工業デザイン、ファッションデザイン、建築デザイン等の企画、制作、設計 (3) 商標権、著作権、意匠権等の知的財産権の取得、保有利用、使用許諾、譲渡及び管理 (4) 飲食店の経営 (5) 日用雑貨品、食料品、酒類の企画、製造、販売及び輸出入 (6) グラフィックデザインを含むデザインアートの企画、制作、編集、販売及びイベントの企画 (新設) (7) 前各号に附帯する一切の業務	第1条 （現行どおり） （目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 紳士服、婦人服、子供服等各種衣料繊維製品及び装飾雑貨の製造、販売 (2) 商業デザイン、工業デザイン、ファッションデザイン、建築デザイン等の企画、制作、設計 (3) 商標権、著作権、意匠権等の知的財産権の取得、保有利用、使用許諾、譲渡及び管理 (4) 飲食店の経営 (5) 日用雑貨品、食料品、酒類の企画、製造、販売及び輸出入 (6) グラフィックデザインを含むデザインアートの企画、制作、編集、販売及びイベントの企画 <u>(7) 古物営業法に基づく古物の売買及び受託販売</u> <u>(8) （現行どおり）</u>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の役職	取締役在任年数	取締役会の出席回数
1	 まつぬま れい 松沼 礼 満47歳	代表取締役CEO 兼 COO	4年9ヶ月	19回／19回 (100%)
2	 やなぎさわ じゅんいち 柳澤 純一 満47歳	取締役CFO	10年2ヶ月	19回／19回 (100%)
3	 はとやま れいひと 鳩山 玲人 満52歳	取締役CSO	5年3ヶ月	19回／19回 (100%)
4	 おかもと しおん 岡本 紫苑 満41歳	社外取締役	3年3ヶ月	19回／19回 (100%)
5	 デーヴィッド・ マークス 満47歳	社外取締役	3年3ヶ月	19回／19回 (100%)

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 岡本紫苑氏及びデーヴィッド・マークス氏は社外取締役候補者です。



取締役在任年数 4年9ヶ月
所有する当社の株式数 560,000株
現在の役職 代表取締役CEO
兼 COO
取締役会の出席回数 19回/19回

候補者番号

1

まつぬま

松沼

れい

礼 (1978年7月25日生)

再任

略歴、地位、担当

2004年2月 (株)ファーストリテイリング入社

2017年5月 (株)ユニクロ グローバルPR部長 兼 UT・コラボレーション事業推進部長

2020年3月 (株)ユニクロ ジャパンマーケティング部統括部長

2021年7月 当社取締役

2022年9月 当社代表取締役

2024年5月 当社代表取締役CEO 兼 COO (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者

とした理由

同氏は、日本を代表するグローバルアパレル企業において、クリエイティブからマーケティング、さらには事業推進部門の責任者を歴任し、世界規模での事業戦略立案とブランド構築において卓越した実績を有しています。

2021年の当社参画以降、その圧倒的な知見と国内外にわたる強固なネットワークを背景に、プロダクト開発、デザイン、プロモーション、販売に至るバリューチェーンの全工程を強力に掌握し、当社の事業構造を抜本的に強化してまいりました。同氏の積極果断な意思決定と類稀なる実行力は、当社がこれまでに成し遂げた急成長の原動力そのものです。また、ファッションカルチャーやライフスタイルに対する深い洞察に基づいた組織指揮は、当社のブランド価値を次なるステージへと引き上げ、グローバル市場での競争優位性を確立する上で不可欠なものです。当社の持続的な成長と、世界を舞台としたさらなる飛躍を実現する唯一無二のリーダーであると確信し、引き続き取締役として選任を求めます。



取締役在任年数 10年2ヶ月
所有する当社の株式数 560,000株
現在の役職 取締役CFO
取締役会の出席回数 19回/19回

候補者番号

2

やなぎ さわ じゅん いち

柳澤 純一 (1978年7月13日生)

再任

略歴、地位、担当

2009年12月 有限責任監査法人トーマツ入所

2012年9月 公認会計士登録

2012年10月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社入社

2016年2月 当社取締役

2018年10月 当社取締役CFO (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者
とした理由

同氏は、公認会計士としての高い専門性に加え、大手監査法人及び大手コンサルティングファームにおける豊富な監査・アドバイザー経験を経験を有しています。

当社の創業期より、非常勤取締役及び取締役CFOとして財務・会計を中心とする管理部門全般を統括しており、経営基盤の構築に尽力してきました。単なるファイナンスの専門家にとどまらず、事業に対する深い理解に基づいた精緻な分析力と、それらに裏打ちされた実効性の高い資本政策を推進することで、当社の持続的な成長を支える強固な経営基盤の確立を主導しています。

これまでの豊富な経験と、当社の事業特性を熟知した上での高い戦略遂行能力は、当社の企業価値向上において不可欠なものであると判断し、引き続き取締役として選任を求めるものです。



取締役在任年数 5年3ヶ月
所有する当社の株式数 560,000株
現在の役職 取締役CSO
取締役会の出席回数 19回/19回

候補者番号

3

はとやま れひと

鳩山 玲人 (1974年1月12日生)

再任

略歴、地位、担当

1997年4月 三菱商事(株)入社
2013年4月 (株)サンリオ 常務取締役
2013年6月 (株)ディー・エヌ・エー 社外取締役
2016年3月 LINE(株) (現 LINEヤフー(株)) 社外取締役
2016年6月 トランス・コスモス(株) 社外取締役 (現任)
2016年7月 (株)鳩山総合研究所設立 代表取締役 (現任)
2021年1月 当社取締役CSO (現任)
2023年3月 ピジョン(株) 社外取締役 兼 取締役会議長 (現任)

重要な兼職の状況

トランス・コスモス(株) 社外取締役 / (株)鳩山総合研究所 代表取締役 /
ピジョン(株) 社外取締役 兼 取締役会議長

取締役候補者
とした理由

同氏は、総合商社での実務経験を経て、グローバル展開を行う大手事業会社の経営層として、全社改革や海外事業の統括及び知的財産 (IP) を活用した戦略立案において極めて顕著な実績を有しています。また、複数の東証プライム上場企業において社外取締役を歴任し、現在は取締役会議長を務めるなど、コーポレートガバナンスの強化に関する高度な専門性と豊富な経験を兼ね備えています。

2021年の当社取締役CSO就任以降は、その卓越した戦略立案能力と実行力を発揮し、当社の事業成長に大きく寄与してまいりました。多様な業種での経営監督・執行経験に裏打ちされた同氏の知見は、複雑化するグローバル市場における当社の競争力強化において極めて高い実効性を持つものです。

これまでの豊富な経営経験に基づき、今後も当社の経営全般を管掌し、中長期的な企業価値向上に向けた戦略の遂行と、透明性の高い経営体制の構築を主導していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任を求めるものです。



候補者番号

4

おかもと しおん

岡本 紫苑 (1984年8月14日生)

再任

取締役在任年数 3年3ヶ月
所有する当社の株式数 1株
現在の役職 社外取締役
取締役会の出席回数 19回/19回

略歴、地位、担当

2008年9月 森・濱田松本法律事務所入所
2016年8月 ヤフー(株) (現 LINEヤフー(株)) 入社
2021年8月 Z Venture Capital(株)CFO 兼 General Counsel
2022年5月 (株)イオンファンタジー 社外監査役 (現任)
2023年1月 当社社外取締役 (現任)
2024年1月 neo終活(株)設立 代表取締役 (現任)
2025年3月 (株)OKAN 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)イオンファンタジー 社外監査役/neo終活(株) 代表取締役/(株)OKAN 社外取締役

取締役候補者
とした理由

同氏は、日本および米国の弁護士資格を有し、国内外の広範な法務案件に従事した経験から、リスクマネジメントにおける極めて高い専門スキルを有しています。また、ベンチャーキャピタルにおけるCFO兼General Counselとしての財務・会計及び投資の実務経験に加え、現在は事業会社の代表取締役として自ら経営を舵取りする立場にあります。

前回の選任以降、当社の社外取締役として、その専門的な知見に基づき、経営全般に対する実効性の高い監督を行ってまいりました。特にESGやダイバーシティの視点においても、法曹界・ビジネス界双方の経験を活かした具体的な助言を行っており、当社のガバナンス体制の強化に大きく貢献しています。

現在も他社の社外役員や事業会社の経営者を現任しており、最新のガバナンス・トレンドや経営課題に対する深い洞察を備えていることから、今後も独立した客観的な立場から当社の持続的な成長と企業価値向上に資する役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任を求めるものです。



取締役在任年数 3年3ヶ月
所有する当社の株式数 1株
現在の役職 社外取締役
取締役会の出席回数 19回/19回

候補者番号

5

デーヴィッド・
マークス

(1978年11月30日生)

再任

略歴、地位、担当	2010年6月 Google合同会社入社
	2021年11月 Google合同会社 Asia-Pacific Senior Director, Corporate and Product Communications
	2023年1月 当社社外取締役 (現任)
	2024年5月 NOT A HOTEL(株) 執行役員 (専門委員) (現任)

重要な兼職の状況 NOT A HOTEL(株) 執行役員 (専門委員)

取締役候補者
とした理由

同氏は、日本のファッションやライフスタイル等のカルチャー業界における豊富な知識と経験を有しているだけでなく、グローバルIT企業における広報及びプロダクト・コミュニケーション部門の責任者として、高度なマネジメントの実績を有しています。

前回の選任以降、当社の社外取締役として、ESGやダイバーシティの視点から多角的な提言を行ってきたほか、これまでの幅広い知見を活かし、客観的かつグローバルな視点から経営方針や意思決定に対して有益な発言を行ってきました。

現在は、最先端のライフスタイルを提案する企業の執行役員として、新たなビジネスモデルの構築やブランド戦略に携わっており、その知見は当社の持続的な成長と企業価値向上に不可欠であると判断いたしました。独立した立場から当社の経営を監督し、適切に助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任を求めるものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岡本紫苑氏及びデーヴィッド・マークス氏は社外取締役候補者です。
3. 当社は、取締役候補者岡本紫苑氏及びデーヴィッド・マークス氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
4. 岡本紫苑氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年3ヶ月となります。
5. デーヴィッド・マークス氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年3ヶ月となります。
6. 当社は、岡本紫苑氏及びデーヴィッド・マークス氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額です。なお、両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料を当社が負担しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しています。

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の限度額は、2023年4月25日開催の第7回定時株主総会において、年額400,000千円以内とご承認いただいています。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとします。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式または金銭債権の総額は、年額80,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行または処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといいたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行または処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出します。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、対象取締役に対して発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行または処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、中長期的な業績向上への意欲を高めるための報酬構成（LTI）としての役割、外部専門機関による助言等を踏まえた市場水準との比較、及び当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第10期事業報告29頁から31頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えています。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策を背景に緩やかな回復基調を継続しました。また、訪日外国人客数は、円安を背景として前年同期比で引き続き増加しており、インバウンド消費は底堅く推移しています。一方で、生活必需品を中心とした恒常的な物価上昇、地政学リスクの長期化、為替相場の変動、米国の通商政策等の影響により、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いています。

こうした状況の中、当社は、「人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。」のミッションのもと、事業方針として、成長性と収益性の両立を掲げています。そのための取り組みとして、a) 展開エリアの拡張による海外売上高の拡大、b) 高付加価値の商品を正価で効率よくお客様に届けることに注力しています。

当事業年度においても、当方針に沿って、世界的に有名なキャラクターIPやスポーツブランドとのコラボレーション企画の実施によるブランド認知の更なる向上やインバウンド需要の取込みに加え、多品種少量生産で商品の品薄状態が継続する中、より多くのお客様に商品が届けられるようにエッセンシャル商品と呼ばれる比較的小求めやすい価格帯の商品群の品番数及び在庫拡充に努めました。また、調達先の最適化等による商品原価の抑制に注力するとともに商品の付加価値を適切に反映した販売価格の見直しを継続的に実施することで、収益性の改善に取り組みました。

その結果、当事業年度の売上高は、14,273,231千円（前年同期比26.8%増）、営業利益は4,531,009千円（前年同期比42.5%増）、経常利益は4,333,919千円（前年同期比36.4%増）、当期純利益は2,941,124千円（前年同期比38.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は999,341千円です。その主なものは、店舗出店及び本社移転に伴う内装設備工事、店舗及び本社等の備品購入、ECシステムの構築費用によるものです。

(3) 資金調達の状況

2025年11月27日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額2,711,212千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社が属するファッション業界は、完全競争に近い市場であり、世界ならびに日本どちらもトッププレイヤーのマーケットシェアは高くなく、ロングテールで数多のプレイヤーが存在しています。そのため、多種多様な顧客ニーズに応えるブランドが数多く存在します。

また、世界的には人口増を背景としながら、堅調にファッション関連市場は伸長すると予測されていますが、日本国内は人口減に伴い漸減しており、グローバルでのビジネス展開が不可避な状況と認識しています。

加えて、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大、2022年のロシア・ウクライナ戦争等、数年おきに大規模災害や戦争、世界的な金融危機が起きており、外的要因によりビジネスが大きく影響を受けることは避けられない状況となっています。このような予測不能な事態にも財務的に耐えうる、アセットライトで損益分岐点を低くおさえた効率的な経営が不可欠と認識しています。

このような外部環境認識に基づき、当社はHUMAN MADEブランドを中心に海外展開を進めることに加え、ブランドポートフォリオの拡大で多様な顧客ニーズに応えていく方針を持っています。

そのため、以下の取り組みを通じて外部環境を最適化していきます。

① 成長性と収益性の両立

先行投資による営業利益率の低下を一定におさえつつ、健全な速度での売上・利益の成長を目指していきます。具体的には、以下の取り組みを実施します。

(a) 展開エリアの拡張により海外売上高の拡大

現状として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が落ち着き、国内のインバウンド需要が拡大したことにより、国内店舗での免税売上が急拡大しています（2026年1月期の実績において売上の約43%）。また、売上の約65%が海外需要であり、海外に大きな市場機会があると認識しており、今後もインバウンド需要は継続的に増加が見込まれるため、国内店舗の充実など、まずは当該需要への対応を早急を実施していきます。

同時に、海外からの大きなニーズを売上に転化すべく、海外展開に本格的な投資を開始します。具体的には、進出国の市場ポテンシャルに応じて進出形態を使い分け、規模に見合った最適なポートフォリオを模索していきます。規模の大きい中国などの市場においては、当社としては主戦場としての位置付けをしており、人材と資金を優先配分し、自社でリスクを引受け、投資リターンの最大化を目指していきます。

韓国や台湾などの市場規模が比較的小さいエリアにおいては、効率性を優先し、パートナーによる店舗展開等を実施していきます。その他、情報拡散力の高いEUエリアにおいては、売上・利益ではなくブランディング施策に力点を置き、既存の卸売に加えてPOP UPやイベントを実施し、情報発信やブランディングに注力します。

- (b) 高付加価値の商品を正価で効率よくお客様に届ける
高付加価値の商品を正価で効率よくお客様に届けることを方針とし、以下の対応を実施していきます。

・品質向上と安定供給

仕組化、原価管理、仕入先ポートフォリオ最適化を組み合わせることで品質向上・コスト抑制・安定供給を図ります。

品質においては、業務の仕組化による品質の継続的な向上を実施します。具体的には、取引先ガイドライン（検品・梱包基準等）や出荷前抜き取り検査の一元化による不良品・採寸違いのすり抜け防止を行います。また、生産管理システムの導入による業務の一元管理と可視化を通じた業務効率化を行います。

原価管理においては、製造原価の細分化と発注先の選定による適正コスト化を実現します。具体的には、商品のコストを細分化し適切な原価内訳を把握することで、商品価格の妥当性検証を徹底いたします。また、一定の品質を担保した上で、商品のプリント・刺繍などの製品特徴に応じて最も経済的なサプライヤーを選定することを徹底します。

安定供給については、当社の仕入先のポートフォリオを最適化することによる安定供給を実現します。具体的には、製造委託先（OEM先）の生産能力の最大化と品質担保を目的として、主要取引先の分散に取り組みます。また、当社におけるOEM先の取扱いシェアが過度に高まることの無いよう、代替サプライヤーの開拓を継続していきます。加えて、スケールメリットによるコスト低減とシェア分散を両立した仕入先を選定していきます。

・高い消化率の維持

顧客の需要増に合わせて生産数量を増加させ、売上を引き上げます。それと同時に魅力的な商品企画・MD（マーチャンダイジング）計画を継続し高い商品消化率と数量増を両立させます。

顧客需要増に合わせた生産数量の増加においては、企画チームを中心に商品の完成度をこれまでよりも高め、定番ヒット商品に繋げることや、シューズやアクセサリ等の企画・「定番」化によりアパレル以外の商品カテゴリの強化を目指していきます。なお、需要を背景とした生産数量の増加によって売上を引き上げる際に、品番（商品の種類）数は大幅に増加させず、一品番当たりの数量増加を計画しているため、規模拡大とともに効率が上昇するものと考えています。

高い消化率の維持においては、消化率ほぼ100%の「シーズン(注)1」と「定番(注)2」「エッセンシャル(注)3」を掛け合わせながら、平均して高い消化率を担保し、販売顧客数を拡大するMD計画を継続していきます。また、3Pack T、ソックスなどの「エッセンシャル」商品について、対象となる品番を厳選した上で生産数量を増やし、在庫切れを起こさない安定供給を目指します。加えて、当社の強みである「シーズン」物を、マーケティングと組み合わせて顧客の需要を喚起します。

(注) 1. シーズン毎に展開されるユニークな新商品を中心としたアイテム

2. 指名買いの多いHUMAN MADEの代表的なアイテム

3. Tシャツやインナーなどベーシックかつ低単価なアイテム

・効率的な事業モデル

店舗立地や広告に依存せず、商品価値を顧客にダイレクトに届ける事業モデルの基本形は堅持しつつ、好機が来れば余力を活かして機動的に広告宣伝などへの追加支出を行い、顧客創造を図ります。

② 積極的な成長投資

当社上場における調達資金並びにこれまで蓄積した現預金と、今後の営業キャッシュ・フローにより稼ぎ出す資金をもとに、積極的な成長投資を行います。

上場時に調達した資金は、計画期間中の設備投資に充当し再現性の高い連続的な成長を目指します。具体的には、国内外の店舗の出店、海外現地法人設立、ECシステムなどへの設備投資を通じて既存事業の成長を目指していきます。

現預金並びに今後の営業キャッシュ・フローによる資金は、主にブランド企業、IPなどのM&Aなどに充当し、当社事業の拡大を目指します。

なお、財務バランスなどを勘案しながら負債性資金を組み合わせることで資本コストの最適化を目指します。

③ 投資機会の探索

投資機会の探索については、当社の持つクリエイターとのネットワークを活かして潜在力が活かしきれていないブランドを買収し、当社の事業モデルに乗せてグローバルに拡張することを目指します。具体的には、NIGO氏など当社のクリエイティブディレクターやアドバイザーを中心としたクリエイターネットワークから、ポテンシャルはあるが完全に力を発揮できていないブランドIPを発掘し、当社のビジネスケイパビリティを掛け合わせることで、グローバルブランドIPへと押し上げることを目指します。

また、現状は「HUMAN MADE」ブランドが当社の主軸事業となっていますが、第二第三の柱をIPの買収・リブートにより育てていきます。中長期的には自社ケイパビリティの向上とともに、海外IPへの投資もしくは買収も積極的に行っていくことを想定しています。

④ 経営リスクの低減・透明性向上

資本コストの低減を目指し、継続的な経営基盤の整備を通じて経営リスクの低減、経営の透明性を向上させます。

経営リスクの低減については、損益分岐点を低く維持すること、強固な財務基盤を維持することや、業績ボラティリティの抑制を行います。加えて、リスク・コンプライアンス委員会の継続的な運営やBCP計画などを通じて、リスクマネジメント体制を強化していきます。

経営の透明性向上については、コーポレート・ガバナンス特別委員会の運営、内部通報制度や各種の仕組みを運用、内部統制の確立を通じて、コーポレート・ガバナンスを強化していきます。加えて、予実管理体制や適時開示体制の基盤をより充実させていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2023年1月期 第7期	2024年1月期 第8期	2025年1月期 第9期	2026年1月期 (当期) 第10期
売上高	5,445,171 千円	8,390,259 千円	11,258,349 千円	14,273,231 千円
営業利益	1,253,300 千円	2,248,080 千円	3,180,416 千円	4,531,009 千円
当期純利益	895,210 千円	1,586,941 千円	2,127,745 千円	2,941,124 千円
1株当たり当期純利益	44.76 円	79.33 円	96.80 円	132.78 円
総資産	3,685,400 千円	5,711,305 千円	8,243,005 千円	14,514,263 千円
純資産	2,236,531 千円	4,020,213 千円	6,147,958 千円	11,800,295 千円

(注) 当社は2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っていますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、衣料繊維製品及び装飾雑貨の製造・販売を主な事業とし、さらにデザインの企画・制作・設計事業、飲食店の経営等を行っています。

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年1月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都品川区

(注) 当社は2025年7月30日付で、本社を東京都渋谷区から東京都品川区へ移転しました。

(9) 従業員の状況 (2026年1月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193 (28) 名	38 名増	32.4 歳	2.2 年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は () 内に年間平均人員数を外数で記載しています。

(10) 主要な借入先 (2026年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	233,336 千円
株式会社三菱UFJ銀行	50,000 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年11月27日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場しました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 87,920,000株

(2) 発行済株式の総数 22,911,400株

(3) 株主数 4,030名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社NIGOLD	9,720,000 株	42.42 %
Williams Pharrell	4,160,000 株	18.15 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,420,600 株	6.20 %
長尾 智明	829,300 株	3.61 %
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	761,333 株	3.32 %
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	611,800 株	2.67 %
松沼 礼	560,000 株	2.44 %
柳澤 純一	560,000 株	2.44 %
鳩山 玲人	560,000 株	2.44 %
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	390,200 株	1.70 %

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

ア. 第3回新株予約権

決議年月日	2023年1月19日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 200,000 (注)2
新株予約権1個の行使時の払込金額(円)	125 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年1月20日～2033年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 62.5 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他処分をすることはできないものとする。

(注) 1. 新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 本新株予約権の行使は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日から6ヶ月が経過することを条件としています。ただし、取締役会(取締役会を置いていない場合は取締役の過半数の決定)が認めた場合はこの限りではありません。
- ② 上記①の定めにかかわらず、本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、当社の買取について、法令及び当社の定款その他の社内規則上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた日以降別途当社が合理的に指定する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとしています。「買取」とは、以下のいずれかの場合を意味するものとしています。
 - (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者(その子会社及び関連会社を含む。)により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社または新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (f) 当社が事業譲渡または会社分割により当社の事業の全部または重要な一部を第三者に移転させること。

- ③ 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人または遺産による本新株予約権の権利行使は認めないものとしています。ただし、取締役会（取締役会を置いていない場合は取締役の過半数の決定）が認めた場合は当該発行済み新株予約権を行使できる場合があります。
 - ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとしています。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことは不可能としています。
 - ⑥ 本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」及び以下(a)から(d)において定める期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使することが可能としています。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数としています。
 - (a) 割当日から起算して1年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権を行使できないものとしています。
 - (b) 割当日から起算して1年経過した日から、割当日から起算して2年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権個数のうち、3分の1までの本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (c) 割当日から起算して2年経過した日から、割当日から起算して3年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権個数のうち、3分の2までの本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (d) 割当日から起算して3年経過した日以後は、割当てられた本新株予約権の全てを行使することができるものとしています。
 - ⑦ 上記⑥の規定にかかわらず、当社の企業買収（上記に定義される）に関し、新株予約権者は、当該企業買収が完了した日以降、当該新株予約権が「新株予約権を行使することができる期間」に従い行使可能である限り、割り当てられた全ての新株予約権を行使できるものとしており、ただし、「新株予約権の行使の条件」②に基づく取扱いを受けるものとしています。
2. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

イ. 第4回新株予約権

決議年月日	2023年9月5日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 200,000 (注) 2
新株予約権1個の行使時の払込金額(円)	150 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年9月6日～2033年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 153 資本組入額 76.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他処分をすることはできないものとする。

(注) 1. 各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとします。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - (b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (e) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- ② 本新株予約権の行使は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日から6ヶ月が経過することを条件としています。ただし、取締役会(取締役会を置いていない場合は取締役の過半数の決定)が認めた場合はこの限りではありません。

- ③ 上記②の定めにかかわらず、新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令及び当社の定款その他の社内規則上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた日以降別途当社が合理的に指定する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとしています。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味します。
- (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社または新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (f) 当社が事業譲渡または会社分割により当社の事業の全部または重要な一部を第三者に移転させること。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとしています。ただし、取締役会（取締役会を置いていない場合は取締役の過半数の決定）が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとしています。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことは不可能としています。
- ⑦ 新株予約権者は、上記②もしくは③の定めに加え、「新株予約権を行使することができる期間」及び以下(a)から(d)において定める期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使するものとしています。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数としています。
- (a) 割当日から起算して1年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権を行使できないものとする。
 - (b) 割当日から起算して1年経過した日から、割当日から起算して2年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権個数のうち、3分の1までの本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (c) 割当日から起算して2年経過した日から、割当日から起算して3年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権個数のうち、3分の2までの本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (d) 割当日から起算して3年経過した日以後は、割当てられた本新株予約権の全てを行使することができるものとする。
2. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年1月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
松沼 礼	代表取締役CEO 兼 COO	—
柳澤 純一	取締役CFO	—
鳩山 玲人	取締役CSO	トランス・コスモス株式会社 社外取締役
		株式会社鳩山総合研究所 代表取締役
		ピジョン株式会社 社外取締役 兼 取締役会議長
岡本 紫苑	取締役	株式会社イオンファンタジー 社外監査役
		neo終活株式会社 代表取締役
		株式会社OKAN 社外取締役
デーヴィッド・マークス	取締役	NOT A HOTEL株式会社 執行役員（専門委員）
川崎 美香	常勤監査役	川崎美香公認会計士事務所
弓削田 博	監査役	小林・弓削田法律事務所 パートナー
大熊 将人	監査役	株式会社Crypto Garage 代表取締役CEO
		株式会社デジタルガレージ 取締役 兼 上席執行役員

- (注) 1. 取締役岡本紫苑氏及びデーヴィッド・マークス氏は、社外取締役です。
 2. 監査役川崎美香氏、弓削田博氏及び大熊将人氏は社外監査役です。
 3. 当社は、取締役岡本紫苑氏及びデーヴィッド・マークス氏、監査役川崎美香氏、弓削田博氏及び大熊将人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
 4. 常勤監査役川崎美香氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。本契約締結により、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とするとしています。

(3) 補償契約の内容の概要

該当はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。被保険者は、当社の取締役及び監査役です。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としています。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の決定に関する方針

役員報酬制度は当社が目指すミッション・ビジョンの実現に向けて適切な動機付けの構造を組織に組み込むための重要な制度と考えています。

中長期的・持続的な成長に向けて経営陣に適切なリスクテイクを促しつつ、コーポレート・ガバナンスを担保し経営責任が的確に報酬に反映される制度を目指しています。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を2026年2月25日に設置しました。2026年5月以降の各取締役への配分については、指名・報酬委員会において取締役の指名・報酬等に関する事項についての審議、取締役会への答申を行った上で、取締役会にて決定することとしています。

a.報酬構成

当社役員（社外取締役・監査役を除く）の報酬構成は以下のとおりです。

固定報酬を60%前後とし、業績連動報酬部分が40%前後となっています。業績連動報酬部分はSTI（Short Term Incentive）20%前後、LTI（Long Term Incentive）20%前後とし、短期的成果・中長期的成果を適切に反映する構成を目指しています。

業績連動報酬部分40%前後の比率設定にあたっては、市場平均や当社がベンチマークとする企業群の比率などを参考に定めています。

なお、社外取締役・監査役についてはその役割に鑑みて全て固定報酬としています。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しています。

報酬の種類 総報酬に占める割合 支給方法 考え方

報酬の種類	総報酬に占める割合	支給方法	考え方
固定報酬	60%前後	現金報酬	委任に対する負担・リスクに対する対価
STI	20%前後	現金報酬	利益の創出の対価（短期視点）
LTI	20%前後	株式報酬*	事業の拡大・成長の対価（中長期視点）

*現段階では株式報酬の代わりに現金報酬（固定額）としています。2026年4月28日開催予定の定時株主総会における承認を条件に株式報酬への切り替えを予定しています。

b.業績評価指標の考え方

(i) STI

STIは以下の指標を用いて係数を算出し、当該係数とSTI標準額を乗じて算出します。

係数の算出にあたって売上高と営業利益双方の目標達成率を勘案する理由は、当社がバランスの取れた成長を重視しており、片方に偏った施策に陥ることのないことを企図しています。

STI標準額（固定）×係数

係数＝売上高目標達成率×営業利益目標達成率*

*目標達成率＝当期実績÷事業計画上の売上高または営業利益

なお、当事業年度のSTIの指標である売上高目標達成率及び営業利益目標達成率については、いずれも概ね計画を大幅に上回る進捗となりこれらを反映した係数を用いて報酬額を算定しております。

(ii)LTI

LTIは株式報酬であるため、支給後の中長期的な株式価値の上昇が中長期的かつ客観的に報酬に反映されると考えています。

*現段階では株式報酬の代わりに現金報酬（固定額）としています。2026年4月28日開催予定の定時株主総会における承認を条件に株式報酬への切り替えを予定しています。

c.報酬水準

報酬水準の設定にあたっては、市場全体、ベンチマーク企業群との比較検討の他、採用における競争力を踏まえて設定しています。

d.報酬額の決定プロセス

当社の取締役の報酬は、役員報酬規程及び細則に定められたルールに則り算定されます。報酬の決定は、代表取締役への一任決議ですが、原則的に裁量の余地はなく、実績としても調整されずにルールどおりの計算で支給されています。

上記の役員報酬関連の制定にあたっては客観性を担保すべく外部コンサルタント会社を起用して助言を受け、取締役会において決議しています。

なお、当社は2026年2月25日に過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しており、各取締役への配分案の決定は、同委員会における審議、答申を行ったうえで、取締役会の決議により代表取締役へ一任する予定ですが、ルールどおりの計算で支給されることを想定しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2023年4月25日付の第7回定時株主総会において年額400,000千円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2024年4月26日付の第8回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された範囲内で、役員報酬規程及び役員報酬に関する細則に準拠して、取締役会の一任を受けた代表取締役CEO兼COO松沼礼が決定しています。取締役会が代表取締役に当該権限を委任した理由は、当社全体の業績及び各取締役の担当業務の執行状況等を俯瞰し、各取締役の貢献度の評価を行うには代表取締役が最も適任であると判断したためです。

なお、当社は2026年2月25日に過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認することを想定しており、今後においても代表取締役CEO兼COOによる裁量の余地は原則としてありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			STI	LTI	
取締役 (うち社外取締役)	159,587 (14,400)	98,400 (14,400)	33,107 (-)	28,080 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	29,400 (29,400)	29,400 (29,400)	- (-)	- (-)	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役岡本紫苑氏の兼職先である株式会社イオンファンタジー、neo終活株式会社及び株式会社OKANと当社の間には特別な関係はありません。

社外取締役デーヴィッド・マークス氏の兼職先であるNOT A HOTEL株式会社と当社の間には、デザイン業務委託契約及び当社製造品の卸販売等の取引(4,900千円)があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	岡本 紫苑	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、弁護士としての豊富な知識と経験から、議案審議につき必要な発言を行っています。
取締役	デーヴィッド・マークス	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、ファッションカルチャーに関する豊富な知識と経験から、議案審議につき必要な発言を行っています。

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況
取締役	岡本 紫苑	コーポレート・ガバナンス特別委員会の委員長として、当事業年度に開催された全4回の同委員会に出席し、弁護士としての知見から、支配株主との取引における妥当性や透明性を中心に、独立した客観的な立場から厳格な検討・確認を行い、取締役会に対して有益な助言及び提言を行っています。
取締役	デーヴィッド・マークス	当事業年度開催のコーポレート・ガバナンス特別委員会の委員として、4回中4回に出席し、ダイバーシティの観点から、支配株主と少数株主との利益相反の適切な監督について様々な助言及び提言を行っています。

② 監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役川崎美香氏の兼職先である川崎美香公認会計士事務所と当社の間には特別な関係はありません。
 社外監査役弓削田博氏の兼職先である小林・弓削田法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。
 社外監査役大熊将人氏の兼職先である株式会社Crypto Garage及び株式会社デジタルガレージと当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

地位	氏名	主な活動状況
監査役	川崎 美香	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、公認会計士としての豊富な知識と経験から、意見を述べています。
監査役	弓削田 博	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、弁護士としての豊富な知識と経験から、意見を述べています。
監査役	大熊 将人	新任の監査役として、監査役就任後に開催した取締役会15回中15回に出席し、特に経営全般における客観的かつ中立的な立場から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な意見を述べています。

(イ)監査役協議会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地位	氏名	主な活動状況
監査役	川崎 美香	当事業年度開催の監査役協議会4回中4回及び監査役会10回中10回に出席し、公認会計士としての豊富な知識と経験から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	弓削田 博	当事業年度開催の監査役協議会4回中4回及び監査役会10回中10回に出席し、弁護士としての豊富な知識と経験から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	大熊 将人	新任の監査役として、監査役就任後に開催した監査役会10回中10回に出席し、経営者としての豊富な知識と事業経験から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

(ウ)その他の会議体への出席状況及び発言状況

地位	氏名	主な活動状況
監査役	川崎 美香	当事業年度開催のコーポレート・ガバナンス特別委員会の委員として4回中4回に出席し、公認会計士としての豊富な知見から、支配株主と少数株主との利益相反の適切な監督について助言及び提言を行っています。
監査役	弓削田 博	当事業年度開催のコーポレート・ガバナンス特別委員会の委員として4回中4回に出席し、弁護士としての豊富な知見から、支配株主と少数株主との利益相反の適切な監督について助言及び提言を行っています。
監査役	大熊 将人	監査役就任後に開催のコーポレート・ガバナンス特別委員会の委員として3回中3回に出席し、経営者としての豊富な知見から、支配株主と少数株主との利益相反の適切な監督について助言及び提言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人から監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算定根拠等について説明を受け、関連部署からの報告も踏まえて検証した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意しています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務について2,800千円の報酬を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任およびその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しました。

その内容は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全ての活動の基本となる“MISSION”及び“VALUE”を定め、高い倫理観を持って企業活動を行う組織風土を構築するためにコンプライアンス関連規程を整備する。取締役及び従業員は、これらを職務執行の拠り所とすることで、法令及び定款ならびに社内規程等を遵守する。
- ② リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する方針、活動計画等を定め、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。また、コンプライアンス担当部署である法務部門を事務局として、コンプライアンス上の課題の検討等を行い、教育・研修を徹底する。
- ③ 取締役会は、取締役に職務の執行状況を定期的に報告させ、取締役の法令及び定款ならびに社内規程等の遵守状況を把握する。
- ④ 法令及び定款ならびに社内規程等の違反行為等に関する従業員からの通報に対応するため「内部通報規程」を定めるとともに、不正行為の早期発見を図るため、社内外に内部通報窓口を設置する。
- ⑤ 職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により各部署、各職責の職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。
- ⑥ 内部監査部門は、会社の法令及び定款ならびに社内規程等の遵守体制の有効性について内部監査を行い、取締役会及び監査役会に内部監査結果を報告する。内部監査を受けた部署及びその関連部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ⑦ 万一、法令違反等が発生した場合には、「就業規則」に則り厳正に処分するとともに、主管部署及び内部監査部門ならびにリスク・コンプライアンス委員会と相互に連携し再発防止のための対策を講ずる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「秘密情報管理規程」その他関連する規程に従い、情報種別ごとに適切な保存期間を定め保存及び管理する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役から要請があった場合に備え、常時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク・コンプライアンス規程」に則り、代表取締役が委員長となり、経営会議の決議に基づき選任される委員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。同委員会は、経営方針または中期的な経営戦略や経営指標の実現を阻害する要因となりうる会社全体のリスク情報を網羅的に収集し、分析・評価を行い、リスクへの対応を検討し、統括することで、損失の危険の管理を行う。
- ② リスクマネジメントの担当部署である法務部門を事務局として、各部署のリスク管理の状況をとりまとめ、その結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会に報告する。リスク・コンプライアンス委員会は、報告内容に基づき改善策を審議、決定し、リスク管理態勢とその有効性の継続的改善を行う。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会は、大規模災害等の危機発生時に適宜対策室を設置して、情報の一元管理を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる活動を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」「職務権限規程」その他関連する規程を定めるとともに、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 「会議体規程」及び「経営会議規程」により、業務執行取締役が出席し、常勤監査役が陪席する経営会議を原則として隔週で開催し、重要な業務執行の一部の決定及び利益計画の進捗状況の管理に関して、取締役会から委任を受け、機動的な意思決定を図る。
- ③ 取締役会は、中期経営計画及び年度計画の策定を行い、年度計画に基づく部門ごとの業績目標や予算の設定を行うとともに、月次または四半期ごとの予実管理を含む全般的な統制活動の実施を行う。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 会社は、財務報告に係る内部統制について、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性に関する事項

- ① 監査役または監査役会が求めた場合には、監査役の業務を補助すべき従業員を置くものとし、当該補助すべき従業員の人事は、監査役または監査役会の意見を尊重する。
- ② 補助すべき従業員への指示は、取締役から独立して行われるものとし、当該補助すべき従業員は、監査役の指示に基づき業務を行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や法令及び定款ならびに社内規則等に違反する恐れのある行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。また、コンプライアンス上重要な内部通報があった場合は、通報状況を速やかに報告する。
- ② 当社の監査役は、内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、必要と認めた場合、直ちに運用状況について報告させることができる。
- ③ 監査役は、取締役会その他の会社の重要な会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べるができる。
- ④ 取締役会及び会社は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査部門との情報交換や会社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会や情報交換等を行うことができる体制を整備する。
- ⑤ 監査役への報告を行った取締役・従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社は、監査役または監査役会から監査役の職務の執行について生じた合理的な費用または償還の請求があった場合はすみやかに処理をする。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、顧問法律事務所等に専門的な助言を求め、会計監査業務については、会計監査人に意見を求める等必要な連携を図る。
- ③ 監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制を含む内部統制システムの構築・運用に関し、必要があると認めるときは、代表取締役その他関係する取締役との間で協議の機会を持つ。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① 当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たないことを基本方針とする。反社会的勢力からの不当要求に対しては、社内体制を整備し、同規程に基づき対処を行う。
- ② 反社会的勢力への対応部署を法務部門に設置し、各部署の対応に関する指導・支援を行う。緊急時における警察への通報、顧問弁護士への相談を実施する等、外部の専門機関との連携を図り、適切な対応に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該事業年度における内部統制システムの運用状況の概況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制の運用状況

「MISSION」及び「VALUE」に基づく倫理観の醸成を図るため、全役職員を対象に、SNS利用・下請法・インサイダー取引・個人情報保護等の重点テーマによる研修を実施しました。また、「内部通報規程」に基づき社内外に通報窓口を設置・周知しており、リスク・コンプライアンス委員会及び監査役会に対して運用状況を定期的に報告する体制を維持しています。

(2) リスク管理体制の運用状況

「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を9回（臨時開催を含む）開催しました。同委員会では、各部門から網羅的に収集したリスク情報を分析・評価し、当年度は「海外事業」「人的資本」「システム開発」に関する不確実性を重要リスクと特定して、その対応方針の策定と進捗モニタリングを行いました。また、サプライチェーン管理においては、「サプライヤー行動規範」の遵守状況を確認するため、主要な製造委託先（OEM先）を対象としたサステナビリティ実態調査を実施しました。全社から回答を回収し、直接取引先における人権リスクの低減と、間接取引先を含むサプライチェーンの可視化に努めるとともに、その集計結果を同委員会及び取締役会に報告し、継続的なモニタリング体制を構築しています。

(3) 職務執行の効率性及び適正性の確保

取締役会を19回開催し、中期経営計画の達成に向けて「職務権限規程」等に基づき、迅速かつ適正な意思決定を行いました。当事業年度においては、重要な組織変更や人事制度の刷新、諸規程の制定・改定等の組織基盤に関する課題に加え、出店戦略、グローバル展開の推進、ブランド価値向上に資する重要なコラボレーションの具体策といった経営戦略上の重要事項について、活発な討議と審議を行いました。また、関連当事者取引の妥当性確認やガバナンス体制の構築、内部監査結果の評価などのコーポレートガバナンス課題についても厳正に監督・決議しており、経営の透明性と効率性の両面を確保する体制を運用しました。あわせて、隔週開催の経営会議において、執行側の機動的な意思決定を図り、月次での予実管理を含む全般的な統制活動を実施しています。

(4) 内部監査及び財務報告の信頼性確保

内部監査部門が年度計画に基づき各部門の監査を実施し、その結果を直接、取締役会及び監査役会に報告しました。監査結果に基づく指摘事項については、対象部署に対して速やかな是正・改善を求め、再発防止策の策定を指導しています。また、財務報告に係る内部統制の評価・維持を行い、報告の信頼性確保に努めました。

(5) 監査役監査の実効性確保

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、適宜意見を述べました。また、代表取締役との協議の場を持つとともに、内部監査部門及び会計監査人との定期的な意見交換や往査への立ち会いを通じて、監査の実効性を高める体制を維持しています。

(6) 反社会的勢力排除に向けた取り組みの運用状況

「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力と一切の関係を持たない体制を維持しています。具体的には、あらゆる取引契約書に反社会的勢力排除条項を標準導入するとともに、新規取引開始時及び役職員の採用時に、外部専門機関のデータベースを用いた事前照会（反社チェック）を徹底しました。これにより、不当要求等のリスクを未然に防止し、同規程の実効性を確保しています。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、剰余金の利益配分につきましては、財政状態及び経営成績ならびに経営全般を総合的に判断した上で配当を行っていくことを基本方針としています。しかしながら、当社は2026年1月31日時点において、事業拡大過程にあり、財務体質を強化し、事業拡大に再投資するために、創業以来無配当としていました。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針です。内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、海外展開への投資資金や新ブランドの立ち上げまたは買収のための資金として有効に活用していく方針です。また、剰余金の配当の基準日は、期末配当は1月31日、中間配当は7月31日、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めていますが、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は定めていません。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めています。

貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,209,198	流動負債	2,572,321
現金及び預金	9,973,282	買掛金	529,996
売掛金	663,817	短期借入金	50,000
商貯蔵品	1,020,501	1年内返済予定の長期借入金	199,992
前渡金	37,701	未払金	320,834
前払費用	23,563	未払費用	158,309
その他の	122,666	未払法人税等	871,542
	367,664	契約負債	293,630
固定資産	2,305,064	預り金	29,304
有形固定資産	1,011,117	前受収益	2,838
建物	247,069	賞与引当金	115,873
構築物	3,353	固定負債	141,646
車輜運搬具	0	長期借入金	33,344
工具器具備品	109,361	資産除去債務	39,788
建設仮勘定	651,332	その他の	68,514
無形固定資産	141,167	負債合計	2,713,967
ソフトウェア	46,308	(純資産の部)	
その他の	94,858	株主資本	11,799,695
投資その他の資産	1,152,780	資本金	1,443,106
出資金	10	資本剰余金	1,483,687
長期前払費用	13,055	資本準備金	1,455,401
繰延税金資産	258,559	その他資本剰余金	28,286
敷金及び保証金	880,105	利益剰余金	8,872,901
その他の	1,050	その他利益剰余金	8,872,901
		繰越利益剰余金	8,872,901
		新株予約権	600
		純資産合計	11,800,295
資産合計	14,514,263	負債・純資産合計	14,514,263

損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,273,231
売上原価	4,940,757
売上総利益	9,332,474
販売費及び一般管理費	4,801,464
営業利益	4,531,009
営業外収益	
受取利息	12,482
受取手数料	1,805
損害賠償金収入	4,081
その他	1,077
	19,447
営業外費用	
支払利息	2,623
為替差損	8,565
地代家賃	168,829
その他	36,519
	216,537
経常利益	4,333,919
特別損失	
減損損失	147,033
損失	147,033
税引前当期純利益	4,186,885
法人税、住民税及び事業税	1,289,326
法人税等調整額	△43,565
当期純利益	2,941,124

株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から)
(2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	87,500	99,795	28,286	128,081
当期変動額				
新株の発行	1,355,606	1,355,606		1,355,606
当期純利益				
当期変動額合計	1,355,606	1,355,606	-	1,355,606
当期末残高	1,443,106	1,455,401	28,286	1,483,687

(単位：千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,931,777	5,931,777	6,147,358	600	6,147,958
当期変動額					
新株の発行			2,711,212		2,711,212
当期純利益	2,941,124	2,941,124	2,941,124		2,941,124
当期変動額合計	2,941,124	2,941,124	5,652,337	-	5,652,337
当期末残高	8,872,901	8,872,901	11,799,695	600	11,800,295

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～15年

構築物 7～10年

工具、器具及び備品 2～20年

無 形 固 定 資 産……………定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

商品の販売：顧客に商品を引き渡す履行義務。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

商品の販売：EC販売、卸販売については商品を配送業者に引き渡した時点、店舗販売については商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 繰延資産の処理方法

株 式 交 付 費……………支出時に全額費用として処理しています。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

当事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた「敷金及び保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「敷金及び保証金」は381,259千円です。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	1,020,501千円
売上原価（棚卸資産評価損）	11,526千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品の評価方法は、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しており、原則として、販売日から1年経過後の商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げています。

滞留による収益性の低下の判断においては、滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、将来の市場環境の変化等により、当社の事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、本社オフィス及び店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更に伴い、これまで「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項に定める方法（以下「簡便的な取り扱い」という。）を採用していた一部の物件については、原状回復費用の見積り額が上記契約に伴う敷金及び保証金の金額を上回り、簡便的な取り扱いを継続することができなくなったため、当該物件については、当事業年度末より原則的な取り扱いによる処理に変更しています。

その結果、当事業年度の貸借対照表において、会計上の見積りの変更により、固定負債の資産除去債務が26,116千円増加し、簡便的な取り扱いから原則的な取り扱いへの処理変更により、投資その他の資産の敷金及び保証金が4,070千円増加しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 476,625千円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しています。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高等は以下のとおりです。

当座貸越限度額の総額	6,200,000千円
借入実行残高	50,000千円
差引額	6,150,000千円

損益計算書に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	店舗	建物附属設備、建設仮勘定他	53,708千円
東京都渋谷区	店舗	建物附属設備、工具器具備品他	93,324千円

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産のグループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当該資産の回収可能価額はゼロとしています。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,099,000	21,812,400	—	22,911,400

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

株式分割による増加	20,881,000株
新規上場に伴う公募増資による増加	931,400株

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	400,000株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	31,450千円
未払事業所税	2,216 //
賞与引当金	35,480 //
未払法定福利費	5,971 //
未払地代家賃	32,216 //
棚卸資産評価損	21,164 //
解約違約金	32,586 //
資産除去債務	32,586 //
減価償却超過額	67,140 //
その他	5,043 //
繰延税金資産小計	<u>265,856千円</u>
評価性引当金	- //
繰延税金資産合計	<u>265,856千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△7,296千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△7,296千円</u>
繰延税金資産純額	<u>258,559千円</u>

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年11月27日の株式上場之际に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.59%から30.62%となりました。

この税率変更により、繰延税金資産が33,153千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2027年2月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.62%から31.52%となります。

この税率変更による影響は軽微です。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

資金運用については短期的な資金等に限定し、資産調達については主に金融機関からの借入による方針です。デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクについて、与信管理規程に基づき与信を管理し、取引先の信用状況を把握すること等により管理しています。

敷金及び保証金は、主に本社及び店舗の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されています。当該リスクについては、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより管理しています。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当該リスクについては、月次単位で支払予定を把握する等の方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	880,105	759,441	△120,663
資産計	880,105	759,441	△120,663
長期借入金(*3)	233,336	232,989	△346
負債計	233,336	232,989	△346

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(*4) 出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2026年1月31日)
出資金	10

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	9,973,282	—	—	—
売掛金	663,817	—	—	—
合計	10,637,100	—	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
短期借入金	50,000	—	—	—	—
長期借入金	199,992	33,344	—	—	—
合計	249,992	33,344	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	759,441	—	759,441
資産計	—	759,441	—	759,441
長期借入金	—	232,989	—	232,989
負債計	—	232,989	—	232,989

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	氏名または会社等の名称	所在地	資本金または出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	人工(株) (注)2	東京都目黒区	1,080	コンサルティング	—	クリエイティブディレクション契約	業務委託契約 (注)1	174,000	—	—

(注)1. 主要株主である長尾智明氏が他社と締結している同種業務の契約条件との比較検討及び世間相場との比較において、妥当な条件となるように設定しています。

2. 主要株主である長尾智明氏が人工(株)の議決権の100.00%を直接所有しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はブランド事業の単一セグメントであり、記載を省略しています。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	金額
自社EC	4,208,323
自社店舗	7,690,005
卸売	1,914,261
その他	460,641
合計	14,273,231

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	367,461
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	663,817
契約負債(期首)	341,348
契約負債(期末)	293,630

契約負債は、顧客との契約条件に基づき、商品の出荷前に顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は339,659千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び知的財産のライセンス契約のうち売上高に基づくロイヤリティについて注記の対象に含めていません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額は11,826千円あり、当該残存履行義務は、今後概ね6年以内に収益として認識されると見込んでいます。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産 515円01銭

1 株当たり当期純利益 132円78銭

(注) 当社は2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っています。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しています。

重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年3月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年5月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議しました。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2026年4月30日（木曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、4株の割合をもって分割します。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	22,911,400株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	68,734,200株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	91,645,600株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	351,680,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2026年4月15日（水）（予定）
基準日	2026年4月30日（木）（予定）
効力発生日	2026年5月1日（金）（予定）

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度の1株当たり情報は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり純資産額	69.92円	128.75円
1株当たり当期純利益	24.20円	33.19円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円	32.40円

(注) 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、記載していません。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年5月1日（金）を効力発生日として、当社定款の一部を変更します。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更箇所を示しています。）

変更前の定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>8,792</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>3億5,168</u> 万株とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日 2026年3月16日（月）
定款一部変更の効力発生日 2026年5月1日（金）（予定）

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2026年5月1日の効力発生日と同時に新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整します。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	125円	32円
第4回新株予約権	150円	38円
第5回新株予約権	725円	182円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月24日

HUMAN MADE 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 能勢 直子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HUMAN MADE 株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月25日

HUMAN MADE株式会社 監査役会

常勤監査役 川崎美香 ㊟

監査役 弓削田博 ㊟

監査役 大熊将人 ㊟

(注) 常勤監査役川崎美香、監査役弓削田博及び監査役大熊将人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2026年4月28日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 **WITH HARAJUKU 3F**
東京都渋谷区神宮前1丁目14-30



外観

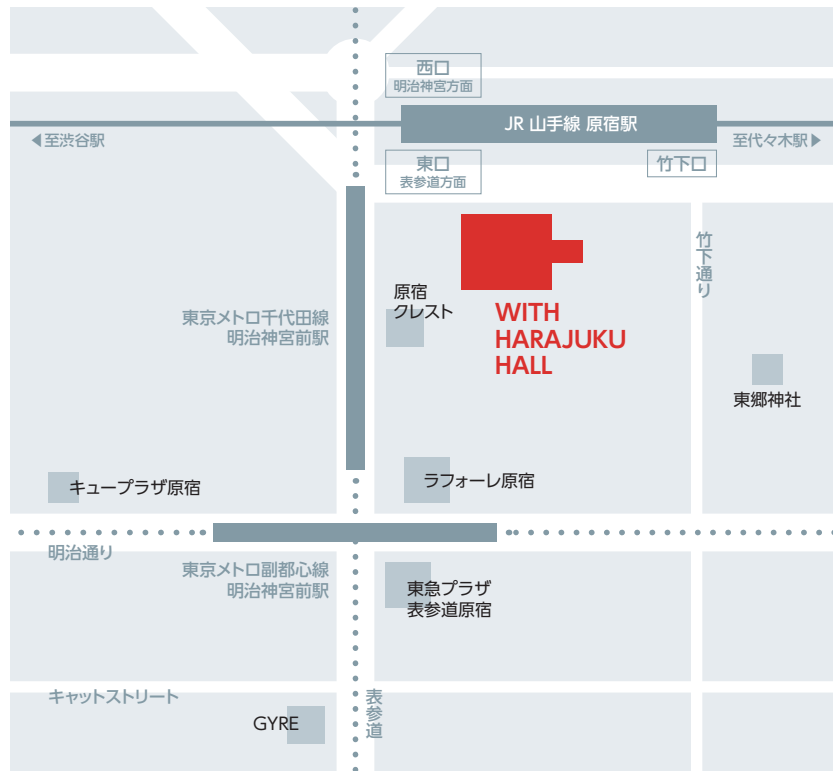
最寄駅

JR山手線 原宿駅

東口より徒歩1分

東京メトロ千代田線・
東京メトロ副都心線

明治神宮前駅 2番出口より徒歩1分



メインエントランス

※会場の駐車場のキャパシティの観点で、お車でのご来場はお控えください。

※会場内に車いす優先スペース、受付に筆談ボードをご用意しております。ご希望の場合は、当日受付にてお申し出ください。

HUMAN MADE Inc.



UD
FONT